

寝屋川市家族のような安心サポート事業実施要綱を次のように定める。

令和8年9月1日

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

寝屋川市家族のような安心サポート事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、緊急連絡先や終活に係る生前契約等の終活関連情報をあらかじめ市に登録し、市に情報を登録した本人が病気や事故等で意思表示できなくなったとき又は死亡したときに、警察、消防、医療機関、福祉事務所及びあらかじめ開示可能な者として登録された者（以下「開示可能な登録者」という。）からの照会に基づき開示することで、登録対象者の意思を的確に伝達し、希望に沿った終末期の医療及び円滑な死後事務等の実現につなげ、本人の尊厳を守るとともに今後の人生をより豊かで安心できるものにする、並びに市に情報を登録した市民に対し、あらかじめ市に登録された死後事務、身元保証及び日常生活支援サービス等を提供する事業者（以下「登録サービス事業者」という。）に関する情報を提供し、その利用に資することを目的に実施する寝屋川市家族のような安心サポート事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 事業の対象となる者（以下「登録対象者」という。）は、市内に在住する頼れる親族がいない65歳以上の高齢者のうち、「わたしのトレジャーマップ」（市が配布するエンディングノートをいう。以下同じ。）の作成及び終活情報の登録を希望する者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

（登録の申請）

第3条 事業を利用しようとする登録対象者は、寝屋川市家族のような安心サポート事業登録票（第1号様式。以下「登録票」という。）により登録の申請を行うものとする。ただし、登録対象者が認知症等の疾病等により意思能力を有しない場合は、後見人が申請することができる。

2 前項の規定により登録できる情報（以下「登録情報」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(登録通知書の交付等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る登録情報を登録するとともに、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に対して、寝屋川市家族のような安心サポート事業登録通知書(第2号様式)及び寝屋川市家族のような安心サポート事業登録カード（携帯用）(第3号様式)を交付する。

(登録サービス事業者情報の提供)

第5条 市長は、次の各号のいずれにも該当する事業者を登録サービス事業者として登録し、台帳等に登載するものとする。

- (1) 死後事務、身元保証又は日常生活支援サービス等を市民に対して提供する事業者であること。
- (2) 市が別に定める適正な事業者の判定に関するチェックリストの基準をすべて満たしていること。
- (3) その他市長が適当と認める要件を満たしていること。

2 市長は、登録対象者から求めがあったときは、登録サービス事業者に関する情報を提供するものとする。

3 前項の規定による情報提供は、登録対象者による事業者の選択及び利用の参考に供するものであり、市が特定の事業者を推奨し、又はそのサービス内容を保証するものではない。

(登録票等の保管)

第6条 第3条第1項の規定により申請された登録票により登録された登録情報は、電子データで作成した台帳に保存し、電算処理を行うものとする。

(登録情報の開示)

第7条 市長は、登録情報について、警察、消防、医療機関、福祉事務所及び開示可能な登録者からの照会があった場合は、別表に定めるところにより、当該照会者に対し、開示するものとする。

- 2 警察、消防、医療機関又は福祉事務所が、登録情報を照会する場合には、市長が照会を行う者の身分を確認できる方法により行わなければならない。
- 3 開示可能な登録者が、登録情報を照会する場合には、寝屋川市家族のような安心サポート事業登録情報照会書（第4号様式）を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、前2項の規定による照会があった場合には、その内容の適否を判断し、第2項の規定による照会に対しては適切な方法により、前項の規定による照会に対しては寝屋川市家族のような安心サポート事業登録情報回答書（第5号様式）により登録情報を開示するものとする。
- 5 前項の規定により開示を行うことができる時期は、次のとおりとする。
 - (1) 別表の1の項から4の項までに掲げる登録情報
登録対象者の生命、身体又は財産の保護のために必要があるとき又は登録対象者の死後
 - (2) 別表の5の項及び6の項に掲げる登録情報
登録対象者の死後
- 6 第2項の規定による照会に対し、書面以外の方法により登録情報を開示したときは、照会者、照会内容及び開示情報を記録するものとする。

（死亡の通知）

第8条 市長は、登録対象者が死亡したときは、緊急連絡先に対し、寝屋川市家族のような安心サポート事業登録対象者死亡通知書（第6号様式）及び電話、電子メールその他の適切な方法により、死亡の事実を通知するものとする。

（登録情報の変更等）

第9条 申請者は、登録情報に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、寝屋川市家族のような安心サポート事業登録内容変更（廃止）届出書（第7号様式）により速やかに届け出るものとする。

（登録の廃止）

第10条 市長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該登録者に係る登録を廃止するものとする。

- (1) 登録対象者が市外に転出したとき。
 - (2) 登録対象者が死亡した日から5年が経過した日が属する月の末日を経過したとき。
 - (3) 前条の規定による登録廃止の届出があったとき。
 - (4) 登録した内容等に不正又は虚偽があることが認められたとき。
- 2 前項第3号の規定により登録を廃止したときは、寝屋川市家族のような安心サポート事業登録廃止決定通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

（登録サービス事業者からの報告）

第11条 市長は、登録サービス事業者から寝屋川市家族のような安心サポート事業状況報告書（月次）（第9号様式）、寝屋川市家族のような安心サポート事業状況報告書（年次）（第10号様式）により市が必要な情報について報告を求めることができるものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、様式及び本事業の実施に関して必要な事項は所管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

別表（第3条、第7条関係）

登録情報	登録申請ができる人		情報開示先			
	本人	後見人	警察・ 消防	医療 機関	福祉 事務所	開示可能 な登録者
1 「わたしのトレジャー マップ」保管場所	○	○	×	×	×	○
2 もしものときに連絡 してほしい人（緊急連絡 先）	○	○	○	○	○	○
3 かかりつけ医	○	○	○	○	○	○
4 葬儀について	○	○	×	×	○	○
5 お墓について	○	○	×	×	×	○
6 遺言書について	○	×	×	×	×	○